

令和2年第19回(12月)  
上越市選挙管理委員会定例会

- 1 日 時 令和2年12月1日(火)午前10時
- 2 場 所 上越市役所 木田第1庁舎 4階 401会議室
- 3 付議事項
  - 議案第128号 選挙人名簿の抹消について
  - 議案第129号 選挙人名簿の登録について
  - 議案第130号 各種請求を行うに必要な連署者数について
  - 議案第131号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について
  - 議案第132号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について
  - 議案第133号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について
- 4 協議事項
  - 協議1 令和2年度市区町村選挙管理委員会啓発指導者研修会の受講について
- 5 報告事項
  - 報告1 専決処分した内容について
- 6 その他
  - (1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和2年度明るい選挙啓発標語コンクール 明推協会会長賞

「あなたの大切な1票が 輝く未来を創り出す」

三和中学校3年 阿部 遥奈さん

議案第 128 号 選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者並びに同条第 2 号の転出者等を選挙人名簿から抹消する。

令和 2 年 12 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 2 年 11 月 1 日 から 令和 2 年 11 月 30 日 の間の	死亡者数 A	121	100	221
	転出者数 B	117	72	189
	職権消除者数 C	0	0	0
抹消者数 (A+B+C) D		238	172	410

議案第 129 号 選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 19 条第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり選挙人名簿の登録を行う。

令和 2 年 12 月 1 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回定時登録日（令和 2 年 9 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	78,239	82,297	160,536
A 欄定時登録にかかる補正登録者数 B	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 選挙時登録における新規登録者数 C	0	0	0
C 欄選挙時登録にかかる補正登録者数 D	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 抹消者数 E	640	520	1,160
今回定時登録における新規登録者数 F	582	458	1,040
差引登録者数 (A+B+C+D-E+F) G	78,181	82,235	160,416

議案第 130 号 各種請求を行うに必要な連署者数について

令和 2 年 12 月 1 日現在の定時登録における選挙人名簿登録者数が確定したことにより、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等に規定する各種請求を行うに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	選挙人名簿登録者数	160,416 人
2	選挙権を有する者の総数 50 分の 1 の数	3,209 人
3	選挙権を有する者の総数 6 分の 1 の数	26,736 人
4	選挙権を有する者の総数 3 分の 1 の数	53,472 人

(12 月 1 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連署者数
条例の制定又は改廃請求	地方自治法第 74 条第 1 項	50 分の 1
監査請求	地方自治法第 75 条第 1 項	〃
合併協議会設置の請求	市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項	〃
合併協議会設置否決市町村に対する合併協議会設置についての投票請求	市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項	6 分の 1
議会の解散請求	地方自治法第 76 条第 1 項	3 分の 1
議員の解職請求	地方自治法第 80 条第 1 項	〃
首長の解職請求	地方自治法第 81 条第 1 項	〃
副市長等の解職請求（副市長、選管委員、監査委員）	地方自治法第 86 条第 1 項	〃
教育長又は教育委員の解職請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項	〃

議案第 131 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について

上越市市民投票条例施行規則（平成 21 年規則第 11 号）第 4 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者、同条第 2 号の国籍喪失者及び永住外国人資格喪失者、同条第 3 号の転出者、同条第 4 号の登録されるべきでなかった者を投票資格者名簿から抹消する。

令和 2 年 12 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 2 年 9 月 1 日 から 令和 2 年 11 月 30 日 の間の	死亡者数 A	312 (0)	290 (1)	602 (1)
	国籍喪失者数 B	0	0	0
	永住外国人 資格喪失者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	転出者数 D	325 (1)	236 (5)	561 (6)
	職権消除者数 E	0 (0)	0 (0)	0 (0)
抹消者数 (A+B+C+D+E) F		637 (1)	526 (6)	1,163 (7)

注：表中「男」「女」「計」の( )の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 132 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について

上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり投票資格者名簿の登録を行う。

令和 2 年 12 月 1 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回の登録日（令和 2 年 9 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	78,355 (116)	82,707 (410)	161,062 (526)
前回登録日から今回までの間の抹消者数 B	637 (1)	526 (6)	1,163 (7)
前回登録日から今回までの間の 補正登録者、職権回復者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
今回の新規登録者数 D	581 (3)	464 (6)	1,045 (9)
令和 2 年 12 月 1 日現在の名簿登録者数 (A-B+C+D) E	78,299 (118)	82,645 (410)	160,944 (528)

注：表中「男」「女」「計」の( )の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 133 号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について

令和 2 年 12 月 1 日現在の上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定による投票資格者名簿登録者数が確定したことにより、上越市自治基本条例（平成 20 年条例第 3 号）第 38 条第 2 項及び第 7 項に規定する市民投票の実施を請求するに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	投票資格者名簿登録者数	160,944 人
2	投票資格を有する者の総数 50 分の 1 の数	3,219 人
3	投票資格を有する者の総数 4 分の 1 の数	40,236 人

(12 月 1 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連 署 者 数
市長に対して市民投票の実施を請求することができる総数	上越市自治基本条例第 39 条第 2 項	50 分の 1
市長が速やかに市民投票を実施しなければならない総数	上越市自治基本条例第 39 条第 7 項	4 分の 1

## 協議 1 令和 2 年度市区町村選挙管理委員会啓発指導者研修会の受講について

今年度の標記研修会が次のとおり開催されるので、受講してよいか協議する。

- 1 日 時 令和 2 年 12 月 16 日（水）午後 1 時 30 分～午後 4 時
- 2 会 場 新潟県自治会館 1 階 講堂
- 3 内 容
  - ・ 県選管による常時啓発事業の見直しについて（説明）
  - ・ 講演
    - 演題 「子ども達の投票意欲・政治参加意欲はどのように育つのか」
    - －小 学 校 編－
    - －中学・高校編－
    - 講師 越智 弘一氏 総務省主権者教育アドバイザー  
(元多摩市選挙管理委員会事務局長)
- 4 受講方法 研修会場には出向かず、リモート配信されるものを受講する

## 報告 1 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成 24 年上越市選挙管理委員会規程第 2 号）第 2 条第 6 号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

### 1 告 示

告示番号	告示日	件 名
105	令和2年11月26日	令和2年第19回（12月）上越市選挙管理委員会定例会の開催について